

牛深漁港漁港浄化施設の使用料金算定要領

使用料金

- ・使用料金については、基本料金と従量料金との合計額とする。

(1) 基本料金

基本料金は、事業所面積に応じて1業者あたり、下記の金額とする。

面積区分	額
3,000㎡超	91,471円
2,201㎡~3,000㎡	80,471円
1,301㎡~2,200㎡	69,471円
701㎡~1,301㎡	58,471円
700㎡以下	47,471円

(2) 従量料金

- ・従量料金の基本単価は22円77銭とする。

- ・従量料金の計算は、下記によるものとする。

従量料金 = 22円77銭 × 負荷排水量 (排水量 × 負荷係数)

※業種別負荷係数表

業種	負荷係数
① 練り業者	12.00
② 節業者	10.20
③ 荷捌業者	9.60
④ 塩干業者	9.60
⑤ ファイル業者	7.20
⑥ 冷凍業者	6.00

(注)

各事業者の負荷係数は、
BOD20ppm以下の海水を係数1とし、それを基準に算定した。

- 附則
- 1 この規定は、平成31年10月1日から施行する。
 - 2 この規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
 - 3 平成31年3月31日までに行われた使用許可に基づき、施行日前から施行日以後引き続き使用しているときは、施行日以後の使用料については、前項の規定にかかわらず、改正前の使用料の額とする。